

## ○鏡野町防災士資格取得補助金交付要綱

平成31年3月7日

告示第26号

改正 令和元年7月25日告示第13号

改正 令和3年3月26日告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内で防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付に関しては、鏡野町補助金等交付規則（平成17年鏡野町規則第47号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「防災士」とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

2 この告示において「自主防災組織」とは、町内で自主防災を目的として結成される団体であって、町長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、町内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 防災士研修講座を受講し、防災士の資格を取得しようとする者
- (2) 防災士の資格取得後、自主防災組織又は町内自治会（以下「自主防災組織等」という。）に所属し、又は自主防災組織等の活動に参加する意思のある者
- (3) 防災士の資格取得後、町と連携し、地域防災活動及び啓発活動を行う意思のある者
- (4) 防災士の資格取得に関し他の助成制度による財政的支援を受けていない者又は受ける予定でない者
- (5) 交付申請を行う年度内に防災士機構による防災士認証登録を受けることができる者

(6) 自らが属する自主防災組織等の代表者から防災士資格取得に対する推薦を有する者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士機構が認証した研修機関による研修講座の受講料
- (2) 防災士認証登録に必要な教本の購入費
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録料

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助の対象となる経費の合計額とし、その限度額は、1人当たり6万2,000円とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、鏡野町防災士資格取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織等からの推薦書
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 町長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、その旨を鏡野町防災士資格取得補助金交付決定通知書(様式第2号)又は鏡野町防災士資格取得補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助金交付申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付決定通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、鏡野町防災士資格取得補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、防災士資格の取得が完了したときは、その日から起算して30日以内又は補助金交付決定年度の末日のいずれか早い日までに、鏡野町防災士資格取

得補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 防災士認証状又は防災士証の写し
- （2） 第4条各号に掲げる費用の支払を証明する書類
- （3） その他町長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定等）

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鏡野町防災士資格取得補助金額の確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、鏡野町防災士資格取得補助金請求書（様式第7号）により町長に請求するものとする。

（決定の取消し）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金交付の条件に違反したとき。
- （3） その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（活動努力）

第14条 この告示により補助金の交付を受けて防災士の資格を取得した者は、研修講座等において取得した防災に関する知識及び技術の活用並びに防災士としての資質向上に努めなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月25日告示第13号）

この告示は、令和元年8月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第23号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。